

第四号議案

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正について

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年三月一日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（平成十六年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「社会教育総合センター九重青少年の家」を「九重青少年の家」に改める。

附 則

この規則は、公布の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

提案理由

大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例（平成二十年大分県条例第五十三号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（平成十六年大分県教育委員会規則第二号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条～第五条 略</p> <p>（特地勤務手当等）</p> <p>第六条 特地勤務手当は、職員が九重青少年の家 に勤務したときに支給し、その額は、一月につき、その者の 給料及び扶養手当の月額合計額に、百分の四を乗じて得た額と する。</p> <p>2 特地勤務手当に準ずる手当は、職員が九重青少年の家 に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合に 支給し、その額は、一月につき、その者の給料及び扶養手当の月 額の合計額に、百分の四を乗じて得た額とする。</p> <p>第七条～第十条 略</p> <p>別表第一～別表第五 略</p>	<p>第一条～第五条 略</p> <p>（特地勤務手当等）</p> <p>第六条 特地勤務手当は、職員が社会教育総合センター九重青少年 の家 に勤務したときに支給し、その額は、一月につき、その者の 給料及び扶養手当の月額合計額に、百分の四を乗じて得た額と する。</p> <p>2 特地勤務手当に準ずる手当は、職員が社会教育総合センター九 重青少年の家 に異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合に 支給し、その額は、一月につき、その者の給料及び扶養手当の月 額の合計額に、百分の四を乗じて得た額とする。</p> <p>第七条～第十条 略</p> <p>別表第一～別表第五 略</p>

技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正の概要

1 改正理由

大分県立社会教育総合センターの設置及び管理に関する条例（平成 20 年大分県条例第 53 号）の一部改正（平成 28 年 12 月 19 日公布・平成 29 年 4 月 1 日施行）に伴い、規定を整備する必要が生じたもの

2 改正内容

特地勤務手当等を定めた第 6 条第 1 項及び第 2 項中「社会教育総合センター九重青少年の家」を「九重青少年の家」に改める。

現 行	→ 改 正 案
特地勤務手当は職員が <u>社会教育総合センター九重青少年の家</u> に勤務したときに支給し・・・	特地勤務手当は職員が <u>九重青少年の家</u> に勤務したときに支給し・・・
特地勤務手当に準ずる手当は、職員が <u>社会教育総合センター九重青少年の家</u> に異動し・・・	特地勤務手当に準ずる手当は、職員が <u>九重青少年の家</u> に異動し・・・

3 施行期日

公布の日（平成 29 年 4 月 1 日）から施行する。